

所得税は税務署で
市民税・都民税は市役所で

申告書は自分で書いて
提出はお早めに！

2月18日(月)～3月17日(月)

「税」は、皆さんが安心して暮らせるよう、国や地方公共団体が活動するための大切な財源です。今年も所得税と市民税・都民税の申告の受け付けが始まります。窓口での受け付けは2月18日(月)～3月17日(月)に、所得税の確定申告は税務署で、市民税・都民税の申告は市役所で行います。各会場とも車での来場は、遠慮ください。

なお、申告は郵送でもお受けします。申告書を郵送する方で「控え」に受付印が必要な方は、「控え」に住所氏名等をボールペンで記入の上、切手を張った返信用封筒を同封してください。

所得税
申告と相談は
東村山税務署へ
〒189-8555
東村山市本町1-20-22
☎042-394-6811

東村山税務署は土曜・日曜日、祝日はお休みです。ただし、2月24日(日)と3月2日(日)に限り、午前9時～午後5時に同税務署で、確定申告書作成のアドバイスと申告書の受け付けを行います。なお、この2日間は混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。当日は電話での相談および国税の領収、納税

証明書の発行は行いません
サラリーマンで還付
の申告をされる方へ

還付の申告は、東村山税務署で2月18日(月)以前でも受け付けています。給与所得者で雑損控除、医療費控除、寄付金控除、住宅借入金等特別控除などの適用を受けることができる方、また年の中途中で退職したため年末調整を受けることができなかった方などは、源泉徴収税額の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。申告書をすべて記載できた方は、郵送でも提出できます。郵送の場合は、封筒の裏側に「自分の住所、氏名を記入してください。」

国税庁のホームページで確定申告書の作成ができます

所得税の確定申告書、決算書、収支内訳書、消費税および地方消費税等の確定申告書、贈与税の申告書がホームページで作成可能です。

国税庁または東京国税局のホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータをe-Tax(国税電子申告・納税システム)で送信(提出)することができます。e-Taxの利用には所定の手続きが必要ですので、e-Taxホームページをご覧ください。19・20年分のどちらか1回に限り最大で50000円の税額控除が受けられます。

e-Tax(国税電子申告・納税システム)
ホームページアドレス
http://www.e-tax.nta.go.jp

国税庁ホームページアドレス
http://www.nta.go.jp
東京国税局ホームページアドレス
http://www.tokyo.nta.go.jp

お願い

市役所でお受けできる確定申告は、市役所・各会場とも次のものに限らせていただきます。

提出のみの方

内容が記入されていて、お預かりするだけのもの
簡易な申告の方

給与や公的年金のみの収入の方

前記に該当し、医療費控除や寄付金控除のある方

なお、簡易な申告の方で、市役所においていただく場合には、あらかじめ確定申告書の住所、氏名、扶養控除、所得金額欄など分かるところは記入し、筆記用具や計算機をご持参ください。

市役所では、確定申告書(簡易なもの)の記入方法などについて疑問等がある方に書き方のアドバイスを行います。確定申告書はご自身で作成していただきます。

【ご注意】市役所で受け付ける市民税・都民税の申告では、所得税の還付は受けられません。還付される方は東村山税務署へ申告してください

市民税・都民税

申告と相談は
市課税課市民税係へ
(市役所2階。内線2333～2337)

市役所窓口は土曜・日曜日、祝日はお休みです。

申告が必要な方

(1) 20年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方

入のあった方

(2) 給与所得者でも次のいずれかに該当する方
勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方
給与を2力所以上から受けている方
19年中に退職し、20年1月1日現在就職していない方
給与のほかに地代、家賃、原稿料、年金、配当などの所得があった方(所得税では、給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方については確定申告をする必要がありません)

申告の必要がない方

(1) 「申告が必要な方」の(1)～(3)に該当する方でも、所得税の確定申告書を税務署に提出した方
(2) 給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出した方

が市民税・都民税では申告をする必要があります

(3) 20年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方

済みの方

(3) 給与所得者の妻などで同居の方の扶養になっている方

前年中に収入のなかった方も申告を

前年(19年)中に、病気・失業・学生等の理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方へ」にその旨を記入し、提出してください(同居の方の扶養になっている場合は除く)。

申告書は、申告することにより、非課税証明書発行などの資料となります。

申告書(市民税・都民税)が届かない方へ

申告書は、申告する必要があると思われる方に郵送しましたが、該当する方で届かない方は、課税課市民税係(内線2333～2337)へご連絡ください。なお、申告書は2月1日(金)以降、上の

確定申告の無料相談(税理士会)および市民税・都民税申告相談

会場	日程	受付時間
市役所7階 701会議室	2月6日(水) 2月19日(火) ～22日(金)	午前9時半～11時半 午後1時半～3時半

受付時間は混雑の状況により早く締め切る場合があります。所得金額が高額な方や相談内容が複雑な方、譲渡・相続・贈与の申告の方は、税務署または有料で税理士にご相談ください。

市民税・都民税の申告会場

会場	日程	受付時間
市役所2階 204・205会議室	2月18日(月) 2月25日(月) ～3月17日(月)	午前8時半～11時 午後1時～5時
南部地域センター 2階講習室	2月5日(火)	
東部地域センター 1階講習室	2月6日(水)	午前9時半～11時 午後1時～4時
西部地域センター 3階第2・第3講習室	2月7日(木) 2月8日(金)	

市役所・各会場でお受けできる確定申告書は、提出のみの方および簡易な申告の方の申告書に限らせていただきます。

申告に必要なもの

申告書 源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類 社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費等の各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書 国民健康保険税・国民年金で前年中に支払った領収書等 認め印

《1)注意ください》

地方税法などの改正に伴い、65歳以上の方に適用されていた非課税措置廃止に伴う経過措置が終了しました。

17年1月1日現在、65歳以上(昭和15年1月2日以前生まれ)で前年の合計所得金額が125万円以下の方の所得割合および均等割の税額を減額していた措置が終了しました(19年度は3分の1減額、18年度は3分の2減額でした)。詳しくは課税課市民税係(内線2333～2337)へ

住宅ローン控除と地震保険料控除については2面をご覧ください。